

2各高福第24号
令和2年4月8日

指定第1号通所介護事業所
(通所型サービスA事業)各位

各務原市高齢福祉課長

令和2年度の各務原市総合事業の改正点について(通知)

平素は市の高齢福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本市では令和2年6月1日より、下記のとおり総合事業の加算の見直しを行う予定です。

つきましては、運動器機能向上加算の算定を希望される場合、変更届出書等の提出が必要となりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 変更点

サービス種類	変更前	変更後	必要手続き
通所型サービスA (A7)	加算なし	<u>運動器機能向上 加算 225単位</u>	<u>算定開始希望月の前月15日まで</u> (16日以後の届出の場合、翌々月以降の算定となります)に、高齢福祉課へ、 ①変更届(様式第3号)、②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙1-1)、③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-2)の提出をお願いいたします。 また、事前に利用者へ周知が必要です。

2. サービスコードについて

上記の変更に伴い、国保連請求時等で使用するサービスコードの変更が発生します。それに伴うサービスコードを、市ホームページに、5月上旬頃(予定)掲載いたしますので、運動器機能向上加算の算定を希望される場合は、パソコンにお取込みください。

【問い合わせ先】

部署	各務原市健康福祉部高齢福祉課		
住所	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69		
係長	水野	担当	和賀登
連絡先	058-383-7258		